

## 白岡市総合振興計画審議会会議運営要領 (趣旨)

第1条 この要領は、白岡市総合振興計画審議会条例（昭和54年白岡町条例第12号）第7条の規定に基づき、白岡市総合振興計画審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (書面審議)

第2条 会長は、緊急の必要があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い合わせ、会議に代えることができる。

### (会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開するものとする。

### (傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

### (傍聴の手続及び会議傍聴券)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で自己の住所及び氏名を様式第1号の傍聴人受付簿に記入し、様式第2号の会議傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、会議傍聴券を提示しなければならない。

3 会議傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

### (傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用

し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第8条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帶びていると認められる者

(7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴するときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他 の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 資料、文書等を配布しないこと。

(7) 携帯電話の電源を切ること。

(8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録の作成等)

第11条 会長は、次に掲げる事項を記載した様式第3号の会議録を作成するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者
- (3) 会議事項
- (4) 議事の経過
- (5) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

(会議録等の公開)

第12条 会議録及び会議資料は、原則として公開するものとする。

(会議録等の公開方法等)

第13条 会議録及び会議資料の公開の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企画政策課内の所定の場所に会議録等の写しを備え付けて公開する方法
- (2) 市公式ホームページに掲載して公開する方法
- (3) その他会長が特に必要と認める方法

2 会議録及び会議資料は、会議開催日以後、速やかに公開するものとする。

## 附 則

この要領は、令和3年1月 日から施行する。

No.

## 傍聴人受付簿

住 所	
氏 名	

白 岡 市

(表)

## 会議傍聴券

第 号

白 岡 市

(裏)

### 傍聴人の守るべき事項

- 1 傍聴人は、傍聴するときは、静肅を旨とし、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
  - (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
  - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (5) みだりに席を離れないこと。
  - (6) 資料、文書等を配布しないこと。
  - (7) 携帯電話の電源を切ること。
  - (8) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 退場の際は、この傍聴券を返還してください。

## 様式第3号（第11条関係）

## 会議録

会議の名称	
開催日	年月日( )
開催時間	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで
開催場所	
出席者(出席委員) の氏名・出席者数	人
欠席者(欠席委員) の氏名・欠席者数	人
説明員の職・氏名	
事務局職員の職・ 氏名	
その他会議出席者 の職・氏名	
傍聴者数	
会議次第	
配布資料	
議事の経過	

発言者	議題・発言内容・決定事項